

商 工 第 178 号
令和2年11月12日

一般社団法人岩手県工業クラブ 会長 様

岩手県商工労働観光部長

岩手県新型コロナウイルス感染症対策に係る知事メッセージ等について

日頃から、本県の商工業・観光業の振興について、格別の御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、今般、感染源の推定が困難な事例が連続して確認されたことや、職場や飲食店における複数の感染事例が確認されたことを受け、県では、本日、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第23回本部員会議を開催いたしました。

この会議において、県内の新型コロナウイルス感染者の状況や岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会のコメントを踏まえた感染症に関する留意事項等が報告されました。

また、県民の皆様と来県される方々への、マスクの着用や多人数による会合等の回避、事業所への、業種別ガイドラインによる感染対策の徹底、健康状態・行動歴等の記録、接待を伴う飲食店の利用者と従事者への、「もしサポ岩手」や「COCOA」等による接触情報、連絡先の情報の記録をそれぞれお願いする知事メッセージを発出いたしました。

つきましては、貴会におかれましても、別添の知事メッセージ及び本会議での報告内容について御了知いただき、改めて、事業所や飲食店等の感染対策の徹底や産業支援等に御尽力いただくとともに、会員の皆様への周知について、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

担当：商工企画室 管理課長 星野
電話：019-629-5526

新型コロナウイルス感染症対策本部 第 23 回本部員会議
知事メッセージ（令和 2 年 11 月 12 日）

県内では昨日 9 名の感染が確認され、これまで 42 名の感染が確認されております。このところ感染源の推定が困難な事例が連続して確認され、また、職場や飲食店における複数の感染事例も確認されました。

国内でも 11 月に入ってから 1,000 人を超える感染が確認される日が増え、増加傾向が見られております。

今週初め（11 月 9 日）、対策本部から、岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会のコメントを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に関する留意事項について」により、県民の皆さまに感染対策についてお願いしていましたが、感染状況を踏まえ、改めて、専門委員会の助言も再確認し、県民の皆さま、来県される方々に、次のことをお願いします。

- ・ 手洗い、咳エチケット、室内の換気、湿度の調整等の基本的な感染対策をお願いします。
- ・ 「県民や来県される方々」には、マスクの着用、多人数による会合等の回避をお願いします。
- ・ 「事業所」には、業種別ガイドラインによる感染対策の徹底、健康状態や行動歴等の記録をお願いします。
- ・ 「接待を伴う飲食店の利用者と従事者」には、「もしサポ岩手」や「C O C O A」等による接触情報、連絡先情報の記録をお願いします。
- ・ 「医療機関」には、発熱等の症状のある方への積極的な検査の実施をお願いします。

今月初めから、季節性インフルエンザの流行に備え、発熱患者等の相談・診療・検査体制について整備を進めておりますが、今週末には 180 程度の医療機関を指定する予定です。

発熱等の症状が生じた場合は、まずは、「かかりつけ医」に電話相談してください。相談する医療機関に迷う場合や「かかりつけ医」がない場合には「受診・相談センター」に相談してください。

患者やその関係者に対する思いやりの気持ちを持つこと、また、医療関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に従事頂いている皆さまに、感謝と思いやりの気持ちをもって応援してくださることをお願いします。

令和 2 年 11 月 12 日
岩手県知事 達増 拓也

【はじめに：緊急提言の基本的考え方】

社会経済活動が徐々に戻る中、適切な感染防止策が講じられなければ、感染の「増加要因」が強まり、その力が人々の基本的な感染防止策や自治体によるクラスター対策などの感染の「減少要因」を上まわることになる。最近になって、クラスターの数も増え、しかも、多様化しつつある。そうした中、「減少要因」を早急に強めなければ、急速な感染拡大に至る可能性が高い。社会の中で国民や医療現場、保健所、事業者等における取り組みが積み重ねられ、また、治療法の標準化などもあり、致死率や重症化率がこれまで抑えられてきたが、医療提供体制への負荷を過大にしないためにも、可及的速やかに感染を減少方向に向かわせる必要がある。

今回の緊急提言は、これまでの分科会提言や政府が示してきた大きな方向性（※）を踏まえ、今回初めて経験する冬場においても社会経済活動と両立できるよう、国民、自治体、国等のそれぞれに求められる具体的な5つのアクションをまとめたものである。

分科会として政府に対してここに提言する。

※「新型コロナウイルス感染症への対応について」（第44回新型コロナウイルス感染症対策本部報告 令和2年10月30日）

【求められる5つのアクション】

アクションNo 1. 今までよりも踏み込んだクラスター対応

背景

クラスターの数が増え、しかも、多様化している。そうした中で、「早期探知しにくい」又は「閉じにくい」クラスターが増加している。これまでは、PCR検査等で感染が確認されて初めて濃厚接触者への対応などが行われてきたが、検査による確認の前に、クラスター発生の予兆をとらえることが、これまで以上に求められる。

これまでの分析によれば、クラスターはその特徴によっていくつかのカテゴリーに分けられる。

- 「早期検知しにくい」クラスター：感染の事実そのものが現状のシステムでは探知されにくいクラスターである。具体例としては、①一部の外国人コミュニティや②大学生の課外活動など若年層を中心としたクラスターが挙げられる。①については言葉や受診行動の違いがあることなどから、また、②については感染しても無症状の人が多いことなどから、探知されにくいことが原因と考えられる。
- 「閉じにくい」クラスター：感染者が不特定多数に接触し、濃厚接触者の把握が難しく、「閉じにくい」クラスターである。具体例としては、接待を伴う飲食店などが挙げられる。

アクションNo 1. 今までよりも踏み込んだクラスター対応（つづき）

具体的アクション

（１）それぞれのクラスターの特徴に応じた効果的かつ効率的な対策を行うこと。

- 接待を伴う飲食店：第13回分科会（令和２年10月29日）でまとめられた大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループで提案された対策（具体的には、信頼関係に基づいたネットワークの構築や相談・検査体制の拡充など）を地方都市の歓楽街も含めて迅速かつ確実に進めていくこと。
- 外国人コミュニティ：外国人コミュニティを支援し、多言語・やさしい日本語での情報の発信及び伝達、相談体制を多元的なチャンネルで進めていくこと。そのために、各国大使館等との連携や自治体による周知に加え、コミュニティとのネットワークや経験を有する国際交流協会やNPO、NGO等と連携すること。
- 高等教育機関（大学、専門学校等）：大学等では、授業そのものよりは、むしろ飲み会や寮生活、課外活動等でクラスターが発生している。感染防止と学修機会の確保の両立を図ることが極めて重要である。そのために、自治体は、域内の大学等の学生の相談を受けている健康管理センターなどと協力して、感染防止に関する啓発やクラスター感染が起きた場合の迅速な情報の共有を進めること。さらに、必要な場合に速やかに受診・検査につながる取り組みを進めていくこと。
- 職場：職場でも、仕事そのものよりは、むしろ仕事後の飲み会や喫煙などの休憩等でクラスターが発生している。このことから、事業者は、産業医等と連携し、感染防止策を今まで以上に進めること。特に、具合が悪い人が休めるようにすることやクラスターの発生が疑われた場合に迅速に保健所に協力すること。

（２）「早期探知しにくい」クラスターを探知するためには、原因が明らかではないが、普段とは何か違う状況が発生した場合に探知する仕組みが必要である。これは、いわば「異常事象検知サーベイランス」ともいうべきものであり、国際的にも、Event-based surveillance（EBS）として推奨されている。そのため、自治体は、既に各都道府県等において設置されている新型コロナウイルス感染症対策のための協議会を活用し、高齢者施設及び医療機関等と協力すること。また、学校等欠席者・感染症情報システム及びSNS上のデータを分析する仕組み等を活用すること。

（３）これまでも度々指摘されてきた、①感染者の発症日、②クラスターの発生状況に関する最新の情報、③クラスター対策の好事例について、自治体間及び国との間でより迅速に情報共有する仕組みを早急に設けること。

アクションNo 2. 対話のある情報発信

背景

これまでも、三密や大声が感染リスクを高めるというメッセージは繰り返し発信してきた。さらに、最近では、感染リスクが高まる「5つの場面」や「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」なども政府に提言した。しかし、最近の感染状況を見ると、こうしたメッセージが人々の実際の行動変容及びその維持につながるようには必ずしも十分には伝わってこなかった可能性がある。

具体的アクション

- (1) 感染リスクが高まる「5つの場面」や「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（例えば、会食時に食べるときだけマスクを外し、会話の時はマスクをする。）などを、特に若年層や忘年会・新年会を含め飲み会などの参加者を中心に興味を持ってもらえる方法で伝えること。その際には、動画投稿サイト等のSNSをはじめ、様々な媒体も活用すること。
- (2) メッセージの受け手の気持ちや受け止め方を理解した上で情報発信し、その効果や影響を確認し、次の発信に役立てること。

アクションNo 3. 店舗や職場などでの感染防止策の確実な実践

背景

業種別ガイドラインの策定が現場でも進んできたが、引き続き、クラスターが発生している。

具体的アクション

- (1) 事業者は、店舗や職場などで、感染リスクが高まる「5つの場面」が具体的にどこにあるのかについて考え、業種別ガイドラインを現場で確実に実践していくこと。その際、自治体や地元の商店街・組合などが連携すること。なお、これまでの経験や新たな知見等に基づいて、業種別ガイドラインの実効性をより高めていくこと。
- (2) 冬に向けて、換気の問題をはじめとした寒冷地における感染防止策のために、例えば特に飲食店などが二酸化炭素濃度をモニターするなどの具体的な指針を示すこと。

アクションNo 4. 国際的な人の往来の再開に伴う取り組みの強化

背景

海外との交流が徐々に再開されていく中で、水際対策と地域での感染対策を連携して行う必要がある。

また、国内地域に入った後に保健所が行う健康監視等に関しては、多言語対応などの必要もあり、個別の保健所では極めて困難である。フォローすべき人数が増えると多大な事務負担につながり、保健所の業務に支障をきたすと考えられる。また、輸入症例が増えると、必要となる病床数も増加する。

具体的アクション

- (1) 水際対策と地域での感染対策を連携して行うため、国は、①検疫所における滞在国・地域別検疫実施人数及び検査実施人数やその中の陽性者数などの情報を迅速に整理し、公表していくこと。また、②自治体に検疫に係る情報を迅速に提供すること。
- (2) 国において、自治体での外国人のフォローアップを支援できる仕組みを早急に検討すること。また、検疫時に健康監視等に関する基本的な情報を多言語化して情報提供すること。
- (3) さらに、外国人を受け入れる医療機関等に対する支援を強化すること。

アクションNo 5. 感染対策検証のための遺伝子解析の推進

背景

ウイルスの遺伝子配列を調べることは、感染の伝播の状況が見えなくなっている地域の感染の由来を調べる上で有効である。地域における感染例でリンクが追えないものも多くなっている。さらに、最近、外国人コミュニティのクラスターも複数県で報告されており、その一部は国内由来ウイルスによるものであることが分かっているが、由来が不明なクラスターも多い。

具体的アクション

- (1) ウイルスの遺伝子配列を調べることは、クラスターの由来を明確にするためのみならず、感染対策を検証するためにも有効である。このことから、①地方衛生研究所を通じて国立感染症研究所に検体を着実に送付すること。または、②地方衛生研究所で遺伝子配列の情報を解析したうえで国立感染症研究所に結果を共有すること。さらに、③その際には実地疫学情報も共有すること。

【おわりに】

1. 以上の5つのアクションに加えて、これまでも分科会で提言してきた
 - 年末年始の休暇を分散すること
 - 小規模分散型旅行を推進していくこと
 - 保健所機能及び医療提供体制の強化などについては、当然のことながら、これまで以上に推進していくことが必須である。
2. 以上の5つのアクションを実施しても、第5回分科会（令和2年8月7日）で提言されたステージⅢ相当以上と国や自治体によって判断された場合には、社会経済活動に一定の制約を求めるような強い対策を行う必要があることから、そうした事態を回避するためにも、国民が一丸となって対策を進めていく必要がある。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



1. 基本的な感染防止対策の実施
 - マスクを着用
 - 人と人の距離を確保
 - 3密を避ける
2. 寒い環境でも換気の実施
 - 機械換気による常時換気を
 - 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！）
3. 適度な保湿（湿度40%以上を目安）
 - 換気しながら加湿を
（加湿器使用や洗濯物の室内干し）
 - こまめな拭き掃除を



CO2センサー

新型コロナウイルス感染症に関する留意事項について

令和 2 年 11 月 12 日
岩手県新型コロナウイルス
感染症対策本部

岩手県内において、このところ感染源の推定が困難な事例が連続して確認されていることから、岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会のコメントを踏まえ、下記の事項に留意するようお願いします。

記

1 基本的な感染対策の実施

- ・ 手洗い、常時マスク※及び咳エチケットを励行する。
- ・ 密閉、密集、近距離での会話や発声等を避ける。
- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける。

2 追加的な感染対策の実施

- ・ 【県民及び岩手県来訪者】常時マスク着用、多人数会合等の回避
- ・ 【事業所】健康状態・行動歴の記録
- ・ 【接待を伴う飲食店の利用者と従事者】接触情報、連絡先情報の記録
- ・ 【医療機関】積極的な検査の実施

※常時マスクの考え方

人と人の距離が十分に確保できる状況ではマスクを外すことも可能ですが、一般的な社会生活では頻繁にマスクの脱着を行うことになります。そのためマスクを装着した状態を基本とするものです。

- ・ 食事の際にはマスクを外さざるを得ませんが、会話しながらの食事は座席に十分な距離が必要となります。2m程度の距離が確保できない状況では、食事と会話を別々の行為と考えて食後にマスクをした上で会話することを推奨します。
- ・ 運動時や屋外であって、他の人々との距離が十分に確保可能な状況ではマスクを外しても問題ありませんが、そのような場合でも、会話をする場合にはマスクを装着することを推奨します。

新型コロナウイルス感染症に関するコメント

令和 2 年 11 月 12 日
岩手県新型コロナウイルス
感染症対策専門委員会

岩手県においては、このところリンクが追えない（感染源の推定が困難な）事例が連続して確認されていることから、当面（少なくとも今後 2 週間）、県内（特に盛岡市）における市中感染のリスクの高まりが懸念されます。

ついては、県民、事業所及び医療関係者にあつては、下記の事項に留意するよう推奨します。なお、今回のコメントは、あくまでローカルなヘルスアラート、リスクコミュニケーションとして行うもので、法的拘束力はないものです。

記

1 基本的な感染対策の実施

- (1) 手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する。
- (2) 密閉、密集、近距離での会話や発声等を避ける。
- (3) 室内の換気、湿度の調節を心がける【冬期間】。

2 追加的な感染対策の実施（奨励）

(1) 【県民及び岩手県来訪者】 常時マスク着用、多人数会合等の回避

ユニバーサルマスキング（常時マスク着用）を実施すること、また、多人数（概ね 8 名以上＝J R の基準を準用*）の集合による酒食を伴う宴会や狭小な個室での会合を避けること。＊Q&A 参照

(2) 【事業所】 健康状態・行動歴の記録

業務管理の一環として、職員全員が 2 週間前からの健康状態と行動歴を遡れるように記録する取組を推奨すること（体温測定と自覚症状、周囲の同僚家族の状況も含む）。

(3) 【接待を伴う飲食店の利用者と職員】 接触情報、連絡先情報の記録

接触確認アプリ「C O C O A」のインストール又は連絡先を記録（来店時）すること（匿名客の抑制・把握が、結果的に営業自粛等の回避につながること）。

(4) 【医療機関】 積極的な検査の実施、診療・検査医療機関の指定

病院の救急診療部門や医師会会員医療機関にあつては、若年成人（15～39 歳、特に 18 歳以上）、飲食店職員及び集団利用歴のある者のうち、有熱者については、独居であっても生活行動範囲が広いことから、より積極的に抗原検査あるいは P C R 検査に繋げること（積極的に診療・検査医療機関の指定を受けること）。

Q&A

Q1:さきに公表された新型コロナウイルス感染症に関するコメント中、2（1）に「多人数（概ね8名以上＝JRの基準を準用）」とありますが、どの部分を準用されたのか。

回答および解説

出典：

https://www.jr-odekake.net/railroad/ticket/guide/normal_tickets/discount_group.html

- ・あくまで「団体」の定義として採用したもので、感染対策上は7名ならば安全というような根拠として用いるものでないこと。
- ・公共交通機関や食事の際は4人がけ単位での客席・食卓構成が一般的であり、2名がけに比べ前後（左右）に加えて左右（前後）の関係が生じること、4の倍数で席数を増加させる慣習がある事などは感染対策上も留意する必要があります。
- ・なお、感染対策上は隣り合う客席・食卓が1m程度の間隔を確保できない状況では、異なる集団が隣り合う場合であっても、全体として「団体」と同様の集団とみなされます。従って、感染対策の面では、可能な限り座席間の距離を取る必要があります。

Q2:常時マスクの推奨については、食事の際はどうすべきか。また、運動時や屋外ではどうすべきか。

回答および解説

- ・集団の全員が常時マスク装着に努める（ユニバーサlmasking）を行うことは、それぞれのマスクが完璧なウイルス阻止性能を有していない場合であっても、人々が相互に装着することで感染リスクが軽減できるという研究を根拠としています。
- ・原理的に、距離が十分に確保できる状況ではマスクを外すことも可能ですが、一般的な社会生活では頻繁にマスクの脱着を行うこととなります。そのため、装着した状態を基本とするものです。
- ・食事の際にはマスクを外さざるを得ませんが、会話しながらの食事は座席に十分な距離が必要となります。2m程度の距離が確保できない状況では、食事と会話を別々の行為と考えて食後にマスクをした上で会話することを推奨します。
- ・マスクは個々の材質や性能よりも、マスク周辺からの漏れがない装着方法が推奨されます。
- ・また、マスクを併用しない状態での、フェースシールドやマウスシールドの使用は推奨されません。
- ・飲食店の従業員等、不特定多数との接遇を伴うみなさんにおいてはフェースシールドやマウスシールドとマスクは必ず併用していただくようお願いします。
- ・運動時や屋外であって、他の人々との距離が十分に確保可能な状況ではマスクを外すことも可能です。そのような場合でも、会話をする場合にはマスクを装着することを推奨します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る取組について

これまでも様々な機会を捉えて飲食店に対し「感染拡大予防ガイドライン」等を周知し、感染予防の取組への協力を依頼してきたところであるが、岩手県内における飲食店でのクラスターの発生を受け、改めて下記のとおり対応していくこととする。

記

1 感染予防の取組の更なる促進

- (1) 「感染拡大防止ガイドライン」、「ガイドラインチェック表」及び「もしサポ岩手」について、より一層の活用を促進
- (2) 地域企業感染症対策等支援事業の一層の活用により、飲食店等における具体的な感染症対策を促進
- (3) 11月から12月にかけて、広域振興局を中心として飲食業関係店舗を個別訪問し、感染予防等の取組への協力を依頼

2 県と連動した生活衛生同業組合及び食品衛生協会による取組

- (1) 「ガイドラインチェックリスト」等を活用し、飲食業関係店舗での点検・指導及び相談等に対応
- (2) 11月15日から、ガイドライン導入モデル店舗での勉強会(二巡目)を開始予定

「新しい生活様式」 を応援します！



補助上限

10万円(税抜)

※このうち消耗品費は3万円が上限。消耗品費も含めて補助上限は10万円です。

補助対象経費の10/10

事業者の皆さんが、感染症対策や
業態転換に活用できる補助金です

この補助金は、事業者の皆さんが各業界団体が定めるガイドライン等に沿って取り組む**感染症対策**「飛沫感染防止の亚克力板やビニールカーテン、非接触式体温計や消毒液の購入」などの経費を補助するものです。

また、**飲食店**が新たに**業態転換**（テイクアウトや宅配等）に要した経費も対象です。

【対象者】

- ① 中小企業者又は個人事業主で、
 - ② 不特定多数の人の出入りがある来店型店舗を岩手県内に有する事業者
 - ・ 飲食業 ・ 小売業 ・ サービス業
- ※中小企業者を構成員とする団体も可

【補助額】

補助対象経費について、10万円（税抜）を上限に実費（実際に支払った金額）を補助します。

【補助対象期間】

令和2年4月～12月

※令和2年4月1日以降で交付決定前に着手した経費も支払いの確認ができれば対象とします。



★募集要項（申請様式）の取得方法

補助金の申請にあたっては、はじめに募集要項（申請様式）を取得し、内容を確認いただく必要があります。募集要項（申請様式）は「岩手県のHPからダウンロードする」か「商工会議所・商工会の窓口」で取得できます。

岩手県 新型コロナ・新しい生活様式に対応した感染症対策を支援します

検索

【お申込み・お問合せ先】

店舗・事業所が所在する**商工会議所・商工会**

※本補助金は、商工会議所・商工会の会員でなくても申請できます。



補助金申請の流れ

① ガイドラインに沿った感染症対策を実施してください。

業界団体が定めるガイドラインに沿った感染症対策を実施してください。購入した経費の領収証等（③参照）を保管してください。

【参考】業種ごとの感染拡大予防ガイドライン

岩手県 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン

検索



② ①の実施のため生じた以下の経費等が補助対象です。

- ・下線がついた物品は、消耗品扱いとして、上限を3万円までとします。
- ・「飲食店における業態転換」の場合の対象経費は募集要項をご確認ください。

分類	対象の例（申請できます）	対象外（申請できません）
飛沫感染防止・接触感染防止	アクリル板・カーテン等（材料費も可）、レジにおける感染防止対策（電子決済、セルフレジ、自動券売機等の導入）、个人防护具（フェイスシールド、ゴーグル等）、 <u>マスク</u> 、 <u>使い捨て手袋</u> 、来客が触れる設備のセンサー化（自動ドア、照明、自動開閉便座等）	本来業務に必要な衛生・清掃器具（ゴミ袋、割り箸、レジ袋、アメニティグッズ、掃除用具、ゴミ箱等）
距離の確保	パーティション、カーテン等、屋外で営業する場合の物品（椅子やテーブル、日よけ等）、店舗の改装	リモートでの接客対応（オンライン授業やリモートでの相談、打合せ）、従業員のテレワーク、インカム機器
換気	換気扇、空気清浄機、エアコン、扇風機、送風機、窓、網戸、 <u>加湿器</u>	交換用フィルター、網戸の張替
消毒・抗菌化	消毒用品（消毒液ポンプ、消毒剤噴霧器、オゾン発生器、紫外線消毒器等）、 <u>消毒液</u> 、 <u>除菌シート</u> 、営業再開時などの店内消毒作業の委託、店内施設の抗菌化（土足部分を除く）	日常的な清掃業務の委託、リネン類や制服等のクリーニング食洗器
手洗い	センサー式水道蛇口、 <u>石けん</u> 、 <u>ペーパータオル</u> 手洗い場の新設工事	
体調管理	体温計、サーモカメラ	
諸経費	対象物品の購入に係る送料、対象物品のリース・レンタル、設備設置のための工事費	物品の維持費（修理費用、電気料、保証料等）、従業員人件費や役員報酬、専門家への相談料や謝金、振込手数料申請手続きに要する経費（郵便料、交通料等）

※エアコン等の備品の仕様は定めておりません。感染症対策に必要な範囲内で店舗の実情に合わせて購入してください。

※補助対象の例については随時見直しますので、最新のものは県公式ホームページをご確認ください。

③ 以下の書類を商工会議所・商工会に郵送し、申請してください。

書 類	備 考
申請様式（募集要項に添付した様式第1号～第5号）	申請様式は表面に記載の方法により取得できます。様式第5号は必要な方のみが提出するものです。
対象経費についての証拠書類の写し （以下の4項目が全て記載されているものがが必要です。 ①支払者と支払先、②経費の内容、③支出金額、④支払日）	領収証を推奨（支払者の記載がないレシートのみの添付は原則認められません。） ※領収証では経費内容が確認できない場合（費目が「〇〇一式」である場合等）、レシート又は内訳書も併せて添付してください。 ※原則、申請者と支払者は同一である必要があります。
受取口座通帳の写し	通帳の表面（①店番号、②口座番号）、通帳の2面（③名義（カタカナ）が記載された面）
【法人の場合のみ】 法人登記事項証明書又は法人番号が分かる資料の写し	法人番号が分かる資料（法人番号指定通知書、法人番号公表サイトの検索結果画面の画面印刷等）
【個人事業主の場合のみ】 代表者の確認書類（公的機関が発行する証明書等の写し いずれか1点）	運転免許証、パスポート、健康保険証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、マイナンバーカード（個人番号カード）等

※商工会議所・商工会の審査の過程において、この他必要な書類の提供を求める場合があります。

みんな
で
守ろう！

岩手県 新型コロナウイルス感染症

感染症対策実行宣言

当店は以下の項目を実施しています。



☐ 手洗いの徹底 マスクの着用

● 消毒備品等を各所に設置し、利用者・従業員に手洗いや手指消毒の徹底を周知している。



☐ 施設の 清掃・消毒

● 不特定多数が触れる箇所や共有物品を極力減らし、難しい場合はこまめに清掃・消毒している。



☐ 利用者・従業員の 体調管理

● 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある方は入店をご遠慮いただくようお願いするなどの取組を行っている。



☐ 換気の徹底

● 換気設備の適切な運転・点検をしている。1時間に2回など、定期的に外気を取り入れる換気を実施している。



☐ 飛沫感染の防止

● アクリル板等の設置または座席の工夫など間隔を確保し、飛沫防止に取り組んでいる。

☐ 当店独自の取組

LINEで
対策



LINE公式アカウントをフォローして常に最新情報をチェック！
「岩手県-新型コロナ対策パーソナルサポート」

県民一人ひとりに合わせた新型コロナ対策をLINEでサポート

LINEから **もしサポ岩手** が利用できます！

イベント会場等でQRコードを読み取り → 会場で感染が発覚した際LINEでお知らせ

感染症対策実行図鑑



❄ 岩手県